

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議

(秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

☎ 018-824-8989 FAX 018-824-8990

今月は、民間部門の暴力団排除活動を解説します。

◎ 備えていますか？※重大な事案が発覚してからの準備では間に合いません!!

企業では、暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として

【暴力団等反社会的勢力とは取引しない】【取引開始後反社会勢力と判明した場合、解約する】  
などの内容が盛り込まれた【暴力団排除条項を定款や約款等に導入する】など平素からの準備が重要です。

## 法令編(立花書房教本の一部抜粋)

### ◎ 民間部門の暴力団排除活動

1 犯罪対策閣僚会議幹事会で平成19年6月に企業指針が取りまとめられ、多くの企業が反社会的勢力との取引を含めた一切の関係遮断に取り組んでいます。

全国警察では、暴力団排除を推進する企業等に対する危害を防圧するため、暴力団等の動向を十分に把握するとともに、これら企業等との連携を密にしているほか、徹底した警戒活動と装備資機材の有効活用による必要な保護対策を図っています。

令和2年中、企業指針に基づく取組状況等を把握するため、企業に対し実施された企業指針に関する

アンケート調査(回答3,123社)では、過去5年間に反社会的勢力から不当要求の受けたことのある企業の割合は全体の2.0%(62社)でした。

また、不当要求を受けた企業のうち11.2%(7社)の企業が実際に不当要求に応じていたことが認められました。

企業指針について「知っていた」と回答した企業の割合は53.6%(1,674社)であり、さらに企業指針に沿って、契約書等に暴力団排除条項を設けるなど何らかの取組を行っている企業割合は全体の38.7%(1,210社)にとどまりました。

各企業が反社会的勢力による被害を防止するには、引き続き、関係省庁と緊密に連携し、企業指針の普及啓発や事前の取組を行うことが大切です。

なお、中小企業等における暴力団排除において、中小企業4団体(日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会)は、23年6月に、各都道府県の系列組織に対し、企業指針の普及促進等、企業活動からの暴力団排除の取組を行うよう通知しました。

また、27年4月には、日本商工会議所が、会員からの暴力団排除条項を盛り込んだ定款例を全国の商工会議所に示すなど、警察と連携を図りながら暴力団排除を推進しています。

### ◇ 「反社会的勢力」の語源 ～ 一口講座

反社会勢力という言葉は、日本経済団体連合会(経団連)が経団連企業行動憲章を改訂した際に暴力団や総会屋を指す言葉として用いたのが最初と言われています。反社会的勢力の代表例は暴力団となりますが、暴力団対策法が施行された平成4年以降、暴力団であることを明らかにしない、または暴力団と無関係であることを装うなど、暴力団員が不透明な傾向を強めているため、暴力団だけを対象とするのでは目的を達成できないことから、広い概念として登場したものと考えられます。